

## 第 1 号議案

# 新潟市新しい観光スタイル推進協議会 令和 2 年度事業報告

## 1. 観光マインドの向上

### (1) 旅行商品造成支援

- ・ 交付対象者：日本国内の旅行商品の企画・販売・手配等を行うもの
- ・ 対象期間：令和 2 年 7 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日の間に旅行期日が含まれるもの
- ・ 1 つの旅行商品で複数の支援項目の重複利用可能

#### ①観光周遊促進事業支援

市内宿泊（@2,000 円）又は飲食店（@500 円）及び指定観光施設（@500 円）の利用に対し一定の報奨金を支払う。

**実績：83 件 送客人数 4,256 人**

#### ②旅行商品催行保証支援

催行確定商品を造成するために必要な経費を助成。

（1 出発日につき 20 万円。1 者につき 200 万円まで）

**実績：25 件（設定日 79 件） 送客人数 1,488 人**

#### ③旅行商品造成支援

旅行商品造成に伴うパンフレット・WEB 等の制作実費を助成。

（1 件につき 20 万円。1 者につき 2 件まで）

**実績：25 件**

#### ④旅行商品広告支援

造成した旅行商品を集客するため、新聞・雑誌等メディア広告を出稿する実費を助成。（1 件につき 20 万円。1 者につき 2 件まで）

**実績：20 件**

#### ⑤旅行商品タイアップPR 支援

旅行商品の販売促進と併せて新潟市の魅力を発信するためのメディア活用又はプロモーションイベント開催等の取組みに対し制作実費を助成。（1 者につき 250 万円まで）

**実績：6 件**

### (2) 修学旅行誘致促進事業

教育旅行誘致促進のため、新潟市を含む教育旅行の取扱いに対して奨励金を支払う。

- ・ 交付対象者：小学校・中学校・中等教育学校（中学校に相当する前期課程 3 年間）・特別支援学校からの依頼に基づいて教育旅行の企画・手配等を行うもの
- ・ 対象期間：令和 2 年 7 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日の間に実施される教育旅行
- ・ 助成額：1 人につき日帰り@3,000 円、市内 1 泊@5,000 円、市内 2 泊以上@8,000 円

**実績：補助件数 105 件 送客人数 6,373 人**

## 2. 新しい観光スタイル構築

### (1) オンライン&リアルのハイブリッド型観光の推進

①モデルエリア岩室・巻での「オンラインとリアルのハイブリット型観光商品」の開発・販売

- ・「旅マエ動画」を作成し、動画 QR 付きしおりと旅マエ商品を旅行社に事前に送る仕組みを構築。
- ・11月26日 旅行関係者向けファムトリップを実施。意見反映を経て商品化。
- ・1月23日・24日 販売モニターのためのバスツアー企画  
※県警報発令により中止

②「新しい生活様式」に対応した観光ポータルサイト「ずっとつづく旅を、もっとにいがたと」の制作・運用

③ポータルサイトへの誘導・各種メディアプロモーション

#### 【活用した主な媒体】

- ・NSTスマイルスタジアム&公式YouTube
- ・にいがた通信
- ・KomachiWEB
- ・月間にいがた
- ・近隣県タウン情報誌及びWEBメディア

### (2) 誘客イベントモデル

①にいがたづくしフェア【新潟シティホテル連絡協議会との共催事業】

- ・主催：新潟シティホテル連絡協議会
- ・ホテルのレストランで、新潟産品（食材、日本酒、ワイン、ビール等）を使用した新潟尽くしフェアを開催。参加者には抽選で新潟産清酒、牛肉をプレゼント
- ・期間：令和3年1月1日～2月28日
- ・会場：新潟シティホテル連絡協議会加盟の7ホテルのレストラン
- ・実績：260食 3,054,700円（7ホテル合計）

②越後酒蔵巡り【主催事業】 ※感染拡大により開催見送り

- ・主催：新潟市新しい観光スタイル推進協議会
- ・事務主管：新潟シティホテル連絡協議会 協力：新潟県酒造組合
- ・内容：ホテルのバンケットを活用し、新しい生活様式にあわせて、酒蔵自慢の日本酒、ホテル自慢の料理を酒蔵や料理長の話聞きながら堪能し、古町芸妓の舞を楽しむイベント。物販ブースでの酒の販売や抽選会も計画。
- ・期間：令和3年1月24日～2月28日（7ホテル各1日、全12回を計画）
- ・会場：新潟市シティホテル連絡協議会7ホテルのバンケット

### (3) 古町芸妓派遣事業

- ・補助金交付対象者：古町芸妓育成支援協議会  
(事務局：新潟商工会議所 事業部まちづくり支援課)
- ・期間：令和2年10月1日～令和3年2月28日

#### 【事業スケジュール】

- 10月1日より中央区料亭への派遣事業開始
- 10月8日より8区への派遣事業開始
- 12月28日 県の警報発令を受け、派遣を中止

#### ・派遣実績

派遣事業	事業概要・助成対象経費等	実績
8区料理屋等への芸妓派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客数20名以上の料亭等主催の宴席を対象とし、3名以内の古町芸妓を派遣。</li> <li>・宴席最大1時間＋往復移動時間に係る派遣費用を助成対象とする。</li> </ul>	10月 2回 11月 6回 12月 4回
各種施設等への芸妓派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内8区所在の施設等へ古町芸妓を無料で派遣。</li> <li>・一定数の集客を見込める施設等主催イベントを対象とし、3名の古町芸妓を派遣。</li> <li>・出演時間最大1時間＋往復移動時間に係る派遣費用を助成対象とする。</li> </ul>	10月 なし 11月 1回 12月 なし
特別な時プレゼント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央区の料亭等が「特別な時」として予約を受けた客数4名以上の宴席に対し古町芸妓を無料で派遣。</li> <li>・客数4名以上に対し2名派遣。以降、客数が増える毎に増員し5名を上限とする。</li> <li>・1件につき、2時間（往復移動時間＋宴席）に係る派遣費用を助成対象とする。</li> <li>・若手芸妓1名追加派遣は、1件につき宴席2時間に係る派遣費用を対象（上限）とする。</li> </ul>	10月 11回 11月 31回 12月 49回  ※若手芸妓派遣追加 10月 なし 11月 11回 12月 16回